

○青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成23年8月1日実施

改正

平成26年4月1日
平成29年4月1日
令和2年4月1日
令和5年4月1日実施
令和6年4月1日実施
令和6年12月1日実施

青梅市成年後見制度利用支援事業実施要綱

1 目的

この要綱は、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護の推進を図るため、成年後見人、成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人または補助監督人（以下「成年後見人等」という。）の報酬費用を負担することが困難である者に対して、青梅市（以下「市」という。）が予算の範囲内において助成を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象者

成年後見人等の報酬費用の助成（以下「助成」という。）の対象者は、青梅市成年後見制度にかかる市長による審判請求手続等に関する要綱（平成16年2月1日）にもとづき、青梅市長（以下「市長」という。）が行った成年後見の開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）または審判の対象者、配偶者もしくは4親等内の親族が行った審判請求により、後見等が開始された者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（1）次のアまたはイのいずれかに該当すること。

ア 市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者。ただし、市内の施設等への入所、入居等に伴って転入した者で、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険者、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険者、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付の実施機関、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による措置の実施機関または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による介護給付費の決定機関（以下これらを「保険者等」という。）が市以外の市区町村となっているものを除く。

イ 市の区域外の施設等への入所、入居等に伴い転出した者で、保険者等が市となっているもの

（2）次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者

イ 成年後見人等の報酬費用を当該者の属する世帯の収入および資産から控除した後の額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）により算定した最低生活費の額（以下「生活保護法による保護基準額」という。）を下回る者

ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

3 助成対象費用および助成の額

助成対象費用および助成の額は、次のとおりとする。

（1）助成対象費用は、成年後見人等の報酬の全部または一部とする。

（2）助成の額は、家庭裁判所が決める報酬の額の範囲内とし、福祉施設等に入所し、または病院に入院している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

（3）前号の規定により助成の額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときの当該1月に満たない日数にかかる助成の額は、日割計算により算出するものとし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

4 助成の申請

助成を受けようとする者は、成年後見人等報酬費用助成申請書（様式第1号）に所得状況等を明らかにする書類を添付し、市長に申請しなければならない。

5 助成の決定

市長は、前項の申請がなされたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、当該申請を行った者に対して成年後見人等報酬費用助成決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

6 届出の義務

青梅市成年後見人等報酬費用助成金（以下「助成金」という。）の受給者（以下「受給者」という。）は、受給年の所得の状況等を当該年終了後1月以内に市長に報告するとともに、次の各号のいずれかに該当するときは、当該要件の生じた後1月以内にその旨を市長に届け出なければならない。

（1）住所または氏名を変更したとき。

（2）第2項各号に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、世帯の状況に変更があったとき。

7 助成金の返還

助成金の返還等については、次のとおりとする。

- (1) 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成金をその者から返還させることができる。
- (2) 市長は、死亡時において、相続財産があることが判明したときは、当該助成金を相続人に対して返還請求することができる。

8 成年後見人等の報告義務

成年後見人等は、受給者の資産状況および生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

9 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則(昭和41年規則第16号)の定めるところによる。

10 実施期日等

- (1) 平成23年8月1日から実施し、平成23年4月1日から適用する。
- (2) 令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (3) この要綱の執行前に、この要綱にもとづき交付された助成金に関して、この要綱の失効後に必要となる助成金の返還等の手続に関しては、なお従前の例による。

11 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成26年4月1日から実施する。
 - (2) この要綱の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。
 - (3) この要綱の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。
 - (4) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。
 - (5) この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から実施する。
 - (6) この要綱の一部改正は、令和6年12月1日から実施する。
-